

この街まちに暮くらす、すべての人ひとが  
差別さべつなく幸しあわせに生活せいかつできるように。



条例じょうれいの全文ぜんぶんは沖縄県おきなわけんのホームページかくにんで確認かくにんできます。

共生社会条例きょうせいしゃかいじょうれい

検索けんさく

まずは各市町村かくしちょうそんの担当窓口たんとうまどぐちにご相談そうだんください

ココロつながる。



# 障害しょうがいのある人ひともない人ひとも 共に暮くらしやすい 社会しゃかいづくり条例じょうれい

## 《共生社会条例きょうせいしゃかいじょうれい》

この条例じょうれいは、多くおほの市民しみん、障害しょうがいのある人ひと、事業者じぎょうしゃ、団体だんたい、  
県議会けんぎかい、県行政けんぎょうせいなど、多くおほの人ひとの努力どりょくでつくられました。

それはなぜでしょう…。

そこには私たちわたしの暮くらす沖縄県おきなわけんを「差別さべつや虐待ぎゃくたいがない社会しゃかい  
にしなければ」という共通きょうつうの思いおもがあったからです。障害しょうがい  
ある人ひともない人ひともぜひこの条例じょうれいのことを知しってください、  
伝えてください。そして共生社会きょうせいしゃかい【インクルーシブ社会しゃかい】の  
実現じつげんへ向むけて活いかしてください。

あなたひとの一つひとつの行動こうどうが社会しゃかいをよりよくし、私たちわたしの未来みらい、  
そして次世代じせだいの未来みらいにつながっていくのですから。



# 「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい社会づくり条例」前文

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会【インクルーシブ社会】の実現を目指して、この条例を制定する。

## 条例の目的

障害を理由として様々な困難にあっている人々の状況があります。そのため、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会をつくることについて、基本理念(基本となる考え方)を定め、県の責任と義務、また県民の役割を明らかにします。そして、障害を理由とする差別の禁止を定めています。また、そのような差別などをなくすため、県が様々な分野で行う支援などを計画的に推進することにより、全ての県民に障害があってもなくても分け隔てられることなく社会の対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会【インクルーシブ社会】を実現させることがこの条例の目的です。



## 県民の理解の促進

障害のある人に対する差別や暮らしにくさは、障害のある人に対する誤解や偏見、理解の不足などによって起こっています。沖縄県では、障害のある人と協力して、障害のある人が権利の主体であることを踏まえ、様々な啓発活動、研修、その他必要な取り組みを行い、障害のある人に対する県民の理解を深めていきます。

# 定義

この条例で使われている言葉の意味

## 障害のある人とは？

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害、その他の心身の機能障害があり、これらの障害と社会的障壁(バリア)によって、継続的に日常生活また社会生活を過ごす上で困難な状態にある人。



## 社会的障壁とは？



障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、障壁となるようなもの。

- ① 社会における事物 通行、利用しにくい施設、設備など
- ② 制度 障害を理由に利用できない制度
- ③ 慣行 障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など
- ④ 観念 障害のある人への偏見など



### (例) 街中の段差

3センチ程度の段差で車いすは進めなくなります。



### (例) 書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



### (例) ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

## 条例における差別の禁止とは？

### ① 障害を理由とする不利益な取り扱い

条例における不利益な取り扱いとは、日常生活、社会生活について、下記に示す10の分野における「してはならないこと」を具体的に掲げ禁止しています。

条例では次の10分野における差別の禁止について具体的に書かれています



### ② 必要かつ合理的な配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁(バリア)を取り除くために、必要かつ適当な変更及び調整を行うことが求められます。(合理的な配慮) こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。



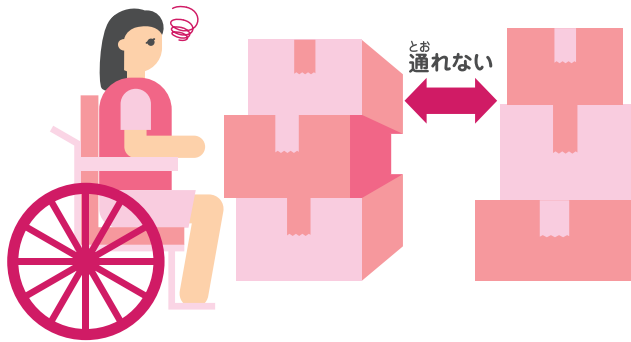
### ③ 障害のある人への虐待の禁止

障害のある人に対し、虐待をしてはいけません。

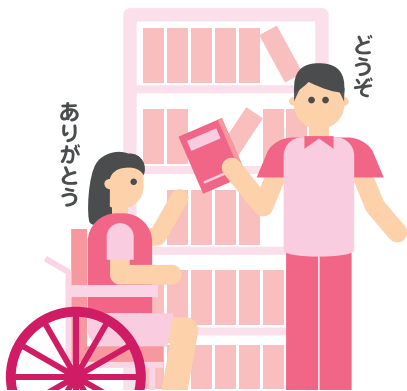
しょうがい あ ごうりてき はいりょ れい  
**障害に合わせた合理的な配慮の例**

**肢  
体  
不  
自  
由**

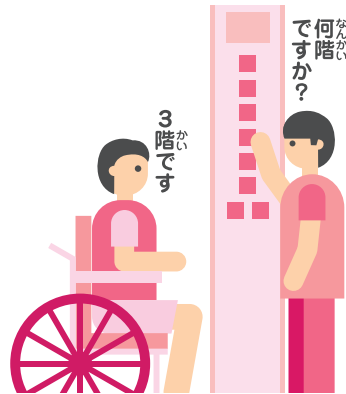
ろうか ほこうくうかん つうこう ししょう  
 廊下などの歩行空間には、通行に支障をきたす  
 物をおかないようにする。



て とど ぼしょ  
 手が届かない場所にある  
 物を取る。



か お  
 ボタンを代わりに押す。

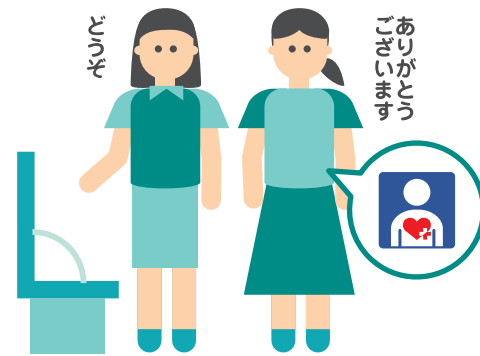


**内  
部  
障  
害**

でんしゃ せき  
 電車やバスなどで席を  
 ゆずってもらえないと、  
 内部障害のある人は  
 疲れきってしまいます。



ハート・プラスマークをつけている人  
 を見かけたら、席をゆずりましょう。



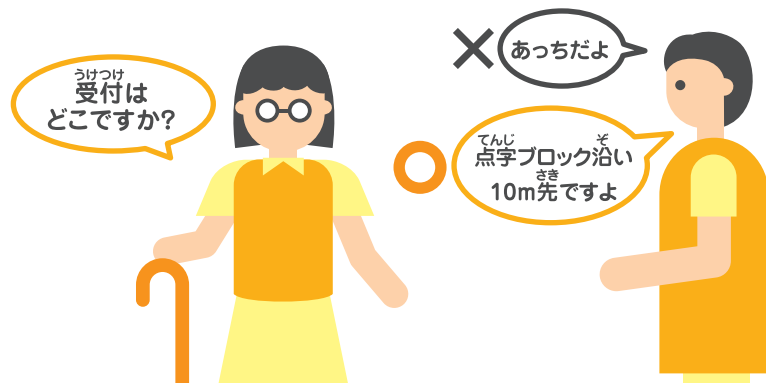
しょうがい あ ごうりてき はいりょ れい  
**障害に合わせた合理的な配慮の例**

**視覚障害**

かいぎ ようぼう おう てんじ  
 会議などにおいて、要望に応じて、点字や  
 かくだいもじ しりょう ようい  
 拡大文字、テキストデータの資料を用意する。



しじご  
 「こちら、あちら、これ、それ」などの指示語ではなく、  
 みぎ ぐたいてき せつめい  
 「30m右」など具体的に説明する。



**聴覚障害**

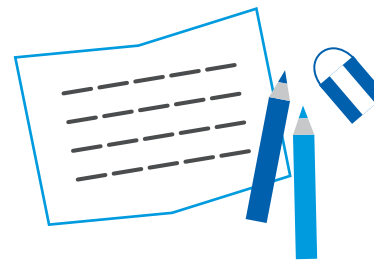
と あ さき でんわばんごう  
 問い合わせ先に電話番号の  
 ほか、ファクシミリのばんごうや  
 きさい  
 メールアドレスを記載する。

お問い合わせ  
 TEL 098-000-0000  
 FAX 098-000-0000  
 E-mail info@xxxx.com



かいぎ ようぼう  
 会議などにおいて、要望に  
 おう しゅわつうやく ようやくひっき  
 応じて、手話通訳や要約筆記  
 はいち  
 を配置する。

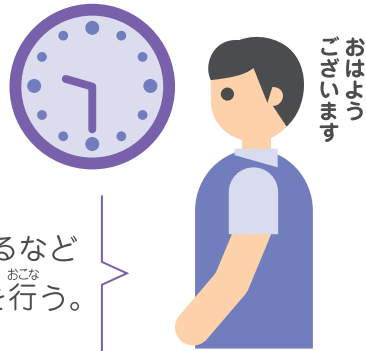
たが かのう  
 お互いが可能なコミュニケーション  
 ほうほう かくにん  
 の方法を確認する。



ひつだん ひつよう かつ  
 筆談を必要とする方のため  
 ひっきようぐ ようし  
 に、筆記用具やメモ用紙、  
 ひつだん はいび  
 筆談ボードなどを配備する。

しょうがい あ ごうりてき はいりょ れい  
**障害に合わせた合理的な配慮の例**

**精神障害**



出勤時間を遅らせるなど  
 の勤務時間の調整を行う。



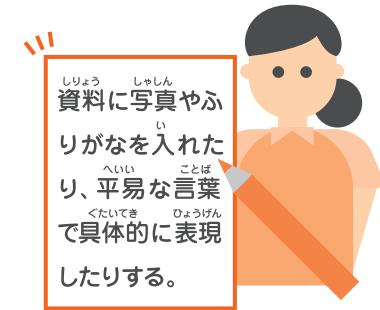
心理的に疲れたときに休息できる  
 場所や時間を準備する。



カウンセリングや通院の  
 ための休暇を認める。

**知的障害**

資料に写真やふりがなを入れたり、平易な言葉  
 で具体的に表現したりする。



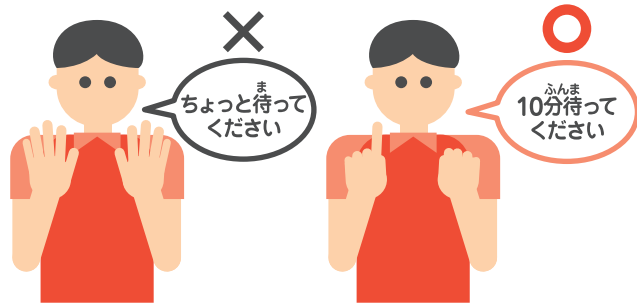
短い文章で「ゆっくり」、「ていねいに」、  
 「くり返し」説明する。



しょうがい あ ごうりてき はいりょ れい  
**障害に合わせた合理的な配慮の例**

**発達障害**  
 はったつしょうがい

ちゅうしょうてき ひょうげん もち  
 抽象的な表現は用いず、  
 くだいてき せつめい  
 具体的に説明する。



ことば え しゃしん つか  
 言葉だけでなく、絵や写真を使って  
 てしゅん しめ  
 手順をひとつずつ示す。

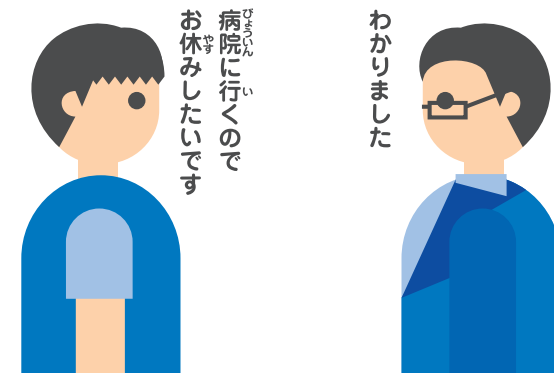


**その他**  
 た

きんむ がみつ  
 勤務が過密にならないよう  
 しかんちようせい おこな  
 時間調整を行う。



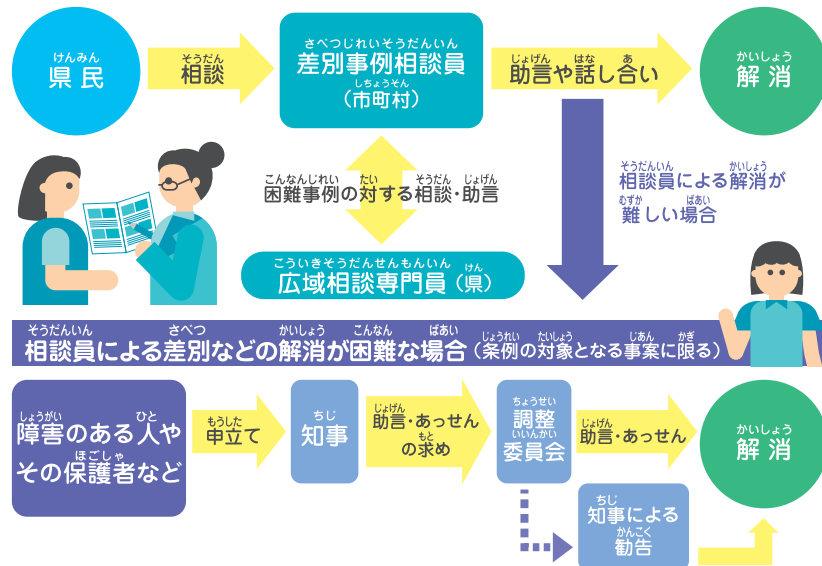
つういん きゅうじつふりかえ きゅうが しゅとく  
 通院のための休日振替や休暇の取得  
 きんむび ちようせい おこな  
 など、勤務日の調整を行う。



## 差別などを解消するための支援

障害を理由とする差別などにあたる行為があった場合は、障害のある人とない人との間に新たな摩擦が生まれたりしないよう、第三者的立場の相談員を交えた話し合いや、調整委員会の助言、あっせんにもと基づく当事者による自主的な解決を図ることとしています。

### 相談員による差別などの解消



## おしえてQ&A

### どこに相談すればよいのですか？

まずは、お住いの市町村の担当窓口で電話などでお問い合わせください。その内容に応じて適切な相談窓口が紹介されます。障害のある人をはじめ、家族、支援者など、誰でも相談することができます。また、差別と考えられる事案のほか、自らの行為が差別にあたるのかなども、

この条例に基づく差別事例相談員や広域相談専門員がご相談に応じます。ひとりで悩まず安心してご相談ください。

### 障害を理由として合理的配慮をしないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

一見、差別に当たると思われる行為であったとしても、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」がある場合は差別には当たりません。また、「合理的配慮」についても、障害のある人などから求めがあっても、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」となり応じることができない場合は、差別には当たりません。しかし、これらの事情は、障害のある人から対応を求められた側が説明しなければなりません。

### わたしにもできることはありますか？

障害のある人もない人も共に社会をつくる仲間です。一緒に社会をつくる仲間として障害のある人に対しても障害のない人と同じような気持ちをもって接してください。ただ障害のある人は障害のない人が気づかない社会的障壁(バリア)のために困っているのかもしれません。勝手な思い込みや判断をしないで、まずはどんな助けを必要としているか、よく聞いてみましょう。

(例：○「お座りになりますか？」 ×「どうぞお座りください。」)

### 障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

罰則はありません。差別に関するトラブルが発生した場合は、障害のある人とない人との間で話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としています。この条例では、それをサポートするために相談体制が整備されています。